

## 農林水産分野における地球観測衛星データ等の利用の推進に関する協定

農林水産省（以下「農水省」という。）及び国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、農林水産業の持続的な発展を見据え、地球観測衛星データ等（地球観測衛星データを用いて作成された解析結果等のプロダクトを含む。以下「衛星データ等」という。）の利用を推進するとともに、両組織間に関係する業務を協力して円滑に実施し、より一層の連携を図るため、次のとおり協定を締結する。



### （目的）

第1条 本協定は、農水省が実施する農林水産行政への衛星データ等の利用促進を目的として、農水省及び機構が包括的な連携協力を行うにあたって必要となる事項を定めたものである。

### （協力の分野）

第2条 農水省及び機構は、次に掲げる分野について連携協力を実施するものとする。

- ① 農林水産分野への衛星データの活用に向けた検討案件に関すること
- ② その他、農水省及び機構の業務分野において両者が連携推進を合意したこと

### （協力の実施）

第3条 前条各号に掲げる連携協力を実施するにあたっては、詳細について農水省及び機構が協議して定め実施する。

### （利用推進会議）

第4条 本協定に規定する業務を円滑に実施するために、農水省及び機構は、利用推進会議を設け、原則年1回開催する。

- 2 利用推進会議では、本協定に規定する業務に掛かる詳細を定めることができる。
- 3 利用推進会議では、利用推進に関する方針の決定及び利用状況報告等を実施するとともに、衛星プロダクト、技術情報及び将来の衛星開発等に関する意見交換を実施する。
- 4 利用推進会議の農水省の代表者は大臣官房参事官（食料安全保障）、機構の代表者は宇宙利用統括が務めることとし、委員は、農水省及び機構がそれぞれ選出する。

### （技術情報の取り扱い）

第5条 農水省及び機構は、本協定に規定する業務を実施するための技術情報及び助言について、それぞれの業務に支障のない範囲内で相手方に無償で提供するものとする。

- 2 農水省及び機構は、前項に基づき相手方から提供を受けた技術情報をこの協定に定める目的以外に使用しないものとし、第三者（農水省の所管法人を除く。以下「第三者」という。）に技術情報を提供する場合は、事前に相手方の同意を得るものとする。
- 3 農水省及び機構は、前項の規定により、技術情報の開示を受けた第三者に対し当該情報をこの協定に定める目的以外に使用しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第6条 農水省及び機構は、本協力の実施により得られた相手方の秘密情報（技術上及び業務上の一切の情報、以下同じ。）であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は相手方より秘密であることを告げた上で口頭で開示され、速やかにその要旨を書面で明示された情報について、秘密を保持するように適切に管理し、本協力に従事する者以外の者に漏洩し又は開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

- (1) 相手方から知得する以前に、既に公知であるもの。
  - (2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。
  - (3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に知得したことを証明できるもの。
  - (5) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。
  - (6) 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。
  - (7) 裁判所命令若しくは法律によって開示を要求されたもの。この場合、開示の要求を受けた者は、その旨を相手方に遅滞なく通知しなければならない。
- 2 前項に基づく秘密保持義務は、本協定の有効期間終了後5年間有効とする。農水省及び機構は協議のうえ、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(衛星データ等の提供)

第7条 機構は、本協定に規定する業務を実施する目的のために、必要に応じて農水省へ衛星データ等の提供を行う。提供する衛星データ等の種類、仕様、提供方法等は別途定める。

- 2 農水省がALOS-2データを試験的に利用する場合は、利用分野毎に利用開始後1年間において50シーンを上限に無償で利用できるものとし、詳細は農水省及び機構が協議して別途定める。
- 3 農水省は、試験的目的で50シーンを超えて、又は、試験的目的以外でALOS-2データを利用する場合は、機構がデータ提供に要した実費を、別途定めるところに従い、機構に支払うものとする。

(衛星データ等に係る権利)

第8条 衛星データ等に係る権利は、機構に帰属する。ただし、機構以外のものが開発及び運用を行う衛星又はセンサから取得したデータに係る権利は、機構と当該機関との間で定めるところによるものとする。

- 2 データ処理を施した衛星データであって、①標準データに復元可能なもの、及び②標準データに復元不可能なもののうち、高次付加価値製品（衛星データに高度なデータ処理を施し改変した製品であって、衛星データに復元不可能なものをいう。高度なデータ処理とは、データ解析又は複数衛星データの組み合わせ、外部情報に基づく画像処理、物理量変換等を含む。）に該当しないものについても、知的財産権その他一切の権利を機構が保持する。

- 3 農水省が、機構が提供する衛星データを改変し、単独で高次付加価値製品を作成した場合は、当該高次付加価値製品は農水省に帰属する。機構は当該高次付加価値製品について自己の保有する権利を行使せず、農水省は当該製品を自由に利用することができる。

(衛星データ等の利用条件)

- 第9条 農水省は、機構から提供を受けた衛星データ等をこの協定に定める目的以外に使用しないものとし、かつ第三者に提供しないものとする。
- 2 前項に関わらず、本協定の目的を達成するために、農水省が第三者に衛星データ等を提供する場合は、事前に機構の同意を得るものとする。
  - 3 衛星データ等を利用した成果を公表する際はデータの出所表示をする。農水省が高次付加価値製品を作成し、第三者へ配布(公表含む)する場合についても、機構が原初データの配布者である旨の表示をする。

(経費の負担)

- 第10条 農水省及び機構は、本協定に規定する業務を実施するために必要な経費を、業務の分担に応じ、それぞれの予算の範囲内でそれぞれが負担するものとする。

(業務の委託)

- 第11条 農水省及び機構は、本協定に規定する業務の一部を第三者に委託することができる。
- 2 前項にしたがって委託する場合は、農水省及び機構はこの旨を事前に通知する。
  - 3 農水省及び機構は、前項により業務の一部を第三者に委託する場合、本協定に定める自己の責任・義務について受託者に遵守させるよう必要な措置をとるものとする。

(知的財産権の帰属及び出願)

- 第12条 農水省及び機構は、本協定に係る連携協力の実施により発明等の成果が発生した場合は、速やかに相手方に通知し、当該発明等に係る知的財産権の帰属及び出願の要否について協議する。
- 2 農水省及び機構は、本協定に係る連携協力の実施の結果、単独で発明等を行ったと認められる場合は、当該発明等に係る知的財産権は当該発明等を行った当事者に単独で帰属するものとし、当該当事者が単独で出願等の手続きを行うものとする。
  - 3 農水省及び機構は、本協定に係る連携協力の実施の結果、共同で発明等を行ったと認められた場合は、当該発明等に係る知的財産権は当事者の共有とし、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る持分を協議し、当該発明等に係る両組織それぞれの貢献度に応じて定めた上で、別途締結する共同出願等契約に従って共同で出願するものとする。この場合、出願手続き及び権利維持に要する費用は、当事者の持分に応じて負担するものとする。

(ノウハウの指定)

- 第13条 農水省及び機構は、本協定に係る連携協力の実施による成果のうち特許出願等を行わずに秘匿することが適切な知見については、速やかにノウハウとしての指定を行う。

- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示する。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、原則として本取決め終了後5年間とする。農水省及び機構は協議のうえ、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(成果の取り扱い)

第14条 農水省及び機構が本協定に係る連携協力実施において得た成果の帰属については、必要に応じて、農水省及び機構が協議して定める。

- 2 農水省及び機構は、本協定に係る連携協力の実施により得られた成果を自己の業務の目的で、非営利の目的に限り、あらかじめ相手方に通知した上で無償で利用（自己の業務の目的で第三者に利用させる場合を含む。）することができる。
- 3 農水省及び機構は、本協定に係る連携協力の実施において得られた成果を公表する場合は、本協定により得られた成果である旨を明示するものとする。
- 4 農水省及び機構は、農水省または機構が本協定に係る連携協力の実施により得られた成果を公表した報告書又は刊行物を自己の目的の範囲で、無償で自由に複製、頒布及び使用する権利を有するものとする。
- 5 この協定の実施により発明、実用新案又は意匠が生じた場合には、農水省及び機構は、その出願前にその取扱いについて協議するものとする。
- 6 農水省は、機構が衛星データ等の利用に係る成果等を国による評価等のために報告する際は、農水省による衛星データ等の利用によって得られた成果等について、可能な範囲で機構に情報提供する。

(免責等)

- 第15条 機構は、衛星及び地上システムの不具合、運用上の制約、その他の事由により、衛星データ等を農水省に提供できなかったことによる不利益に対して、責を負わない。
- 2 機構は、衛星データ等の利用に起因し、またこれに関連して、直接、間接に係わらず農水省に生じた損害、損失その他一切の不利益に対して責を負わない。

(損害賠償)

- 第16条 農水省及び機構は、相手方の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して被った損害を賠償請求できる。
- 2 農水省及び機構は、本協定に係る連携協力の実施により、第三者に損害を与えた場合、その対応について原因を考慮の上、協議して決定する。

(協定の有効期間)

- 第17条 この協定の有効期間は、締結の日から令和7(2025)年3月31日迄とする。ただし、当該期間満了の3ヶ月前までに、農水省または機構から書面をもって相手方に解約の申し出をしないときは、この協定は同一条件をもって1年間延長するものとし、以後同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、農水省及び機構は、両者協議のうえ、この協定を解約することができる。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、第5条、第6条、第8条、第9条、第12条、第13条、第14条、第15条及び第16条の規定は、この協定が失効後もなお効力を有するものとする。

(協定の変更・細目の規定)

第18条 農水省及び機構は、両者協議のうえ、この協定を変更することができる。

2 農水省及び機構は、この協定を実施するために必要な細目を協議して別に定めることができる。

(疑義等の解決)

第19条 この協定の条項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、農水省及び機構が協議して解決するものとする。

以上の協定の証として、この協定書2通を作成し、農水省及び機構の代表者が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和元(2019)年10月1日

農林水産省

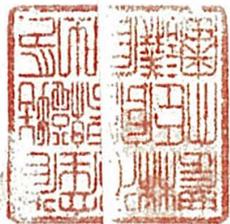
大臣官房総括審議官 浅川 京子



国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

第一宇宙技術部門長 今井 良一





## 協定事項の変更

農林水産省（以下、「農水省」という。）及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）との間で2019年10月1日付をもって締結した「農林水産分野における地球観測衛星データ等の利用の推進に関する協定」（以下、「原協定」という。）について、農水省と機構とは、原協定第18条第1項の規定に基づき、原協定の一部を変更することに合意し、次の条項により協定とする。（以下、「本変更協定」という。）

1. 原協定（利用推進会議）第4条第4項を次のとおり変更する。

「利用推進会議の農水省の代表者は大臣官房政策課技術政策室長、機構の代表者は地球観測統括が務めることとし、委員は、農水省及び機構がそれぞれ選出する。」

2. その他の事項については、原協定のとおりとする。

以上の合意の証として、本変更協定書2通を作成し、農水省及び機構の代表者が記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

2023年9月1日

農林水産省

大臣官房技術総括審議官 川合 豊彦



国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

第一宇宙技術部門長 寺田 弘慈

